

単身赴任手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県人事委員会事務局

委員長 舩 木 孝 和

広島県人事委員会規則第十六号

単身赴任手当に関する規則等の一部を改正する規則

(単身赴任手当に関する規則の一部改正)

第一条 単身赴任手当に関する規則（平成二年広島県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(やむを得ない事情) 第二条 給与条例第十二条の二第一項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 二―五 (略) (権衡職員の範囲等) 第五条 給与条例第十二条の二第三項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第二条に規定するやむを得ない事情とする。 2 (略) 一 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年広島県条例第三号）第二条第一項の規定による派遣又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年広島県条例	(やむを得ない事情) 第二条 給与条例第十二条の二第一項及び第三項の人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。 二―五 (略) (権衡職員の範囲等) 第五条 給与条例第十二条の二第三項の人事委員会規則で定める公共的機関は、次に掲げる機関とする。 一 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年広島県条例第四十一号。以下「公益的法人派遣条例」という。）第二条第一項第二号から第四号までに規定する団体 二 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年広島県人事委員会規則第三号）別表第一から別表第三までに定める団体又は法人 三 前二号に定める機関のほか、人事委員会が認めるもの 2 給与条例第十二条の二第三項の任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者とする。 3 (略) 一 次に掲げる事由の発生（以下「事由発生」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事由発生の直前の住居から当

第四十一号) 第二条第三項第一号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと(以下「職務復帰という。」)に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該職務復帰の直前の住居から当該職務復帰の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

二一六 (略)

七 第二号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと又は職務復帰に伴い」と、「第一条」とあるのを「前項」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は職務復帰」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八 (略)

第七條 (届出) (略)

3 1 第一項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を確認することができるときは、人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

(確認及び決定)

第八条 任命権者は、職員から前条第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与条例第十二条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。前条第三項に規定する場合においても同様とする。

該事由発生の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員

イ 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定による採用(職員の定年等に関する条例(昭和五十九年広島県条例第二十六号。以下「定年等条例」という。))第二十一条の規定により退職した日(定年等条例第四条の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。)の翌日におけるものに限る。)

をされたこと。

ロ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和六十三年広島県条例第三号) 第二条第一項の規定による派遣又は公益的法人派遣条例第二条第三項第一号に規定する職員派遣から職務に復帰したこと。

二一六 (略)

七 第二号から前号までの規定中「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い」とあるのを「他の地方公共団体の職員、国家公務員(一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける者に限る。))又は給与条例第十二条の二第三項に規定する公共的機関に使用される者であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつたこと又は事由発生に伴い」と、「異動又は公署の移転」とあるのを「適用又は事由発生」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員

八 (略)

第七條 (届出) (略)

(確認及び決定)

第八条 任命権者は、職員から前条第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与条例第十二条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 (略)	(支給の始期及び終期) 第九条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに給与条例第十二条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条第一項又は第三項に規定する要件を欠くに至った日(人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至った日以降の日で人事委員会が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第七条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後(にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
2 (略)	(支給の始期及び終期) 第九条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに給与条例第十二条の二第一項又は第三項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同条第一項又は第三項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第七条第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後(にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別記様式第 1 号（第 7 条関係） (略) 単 身 赴 任 届 (略) 〔裏 面〕 記入上の注意 1－6 (略) 7 <u>新たに給料表の適用を受けることとなった者</u>、他の地方公共団体の職員、国家公務員（一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける者に限る。）若しくは公共的機関に使用される者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第 2 条第 1 項の規定による派遣若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 3 項第 1 号に規定する職員派遣から職務に復帰した者又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 10 条第 1 項の規定により採用された者にあつては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」、「復帰」又は「採用」と読み替えて記入する。 8－12 (略) (略)	別記様式第 1 号（第 7 条関係） (略) 単 身 赴 任 届 (略) 〔裏 面〕 記入上の注意 1－6 (略) 7 他の地方公共団体の職員、国家公務員（一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける者に限る。）若しくは<u>給与条例第 12 条の 2 第 3 項に規定する公共的機関</u>に使用される者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなった者、<u>定年前再任用（暫定再任用を含む。）</u>をされた者、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第 2 条第 1 項の規定による派遣若しくは公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第 2 条第 3 項第 1 号に規定する職員派遣から職務に復帰した者又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 10 条第 1 項の規定により採用された者にあつては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」、<u>「再任用」</u>、「復帰」又は「採用」と読み替えて記入する。 8－12 (略) (略)

（職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第二条 職員の定年等に関する規則等の一部を改正する規則（令和四年広島県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
附則 第十七条から第十九条まで 削除	附則 （改正後の単身赴任手当に関する規則における暫定再任用職員等に関する経過措置） 第十七条 次に掲げる事由の発生に伴い、住居を移転し、第十二条の規定による改正後の単身赴任手当に関する規則第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員であつて、当該事由の発生の直前の住居から当該事由の発生の直後に在勤する公署に通勤することが同規則第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とするものとなつた暫定再任用職員は、令和四年新給与条例第十二条の二第三項の同条第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員とする。 一 令和三年改正法附則第四条第一項、同法附則第五条第一項第一項、第二十八条の六第一項若しくは第二項又は令和三年改正法附則第四条第一項、同法附則第五条第一項、同法附則第六条第一項又は同法附則第七条第一項の規定による採用（令和五年旧法第二十八条の二第一項の規定により退職した日（令和五年旧法第二十八条の三又は令和三年改正法附則第三条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した日及び令和五年旧法第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五六条第二項又は同法附則第七条第三項の規定による採用（令和五年新法第二十八条の六第一項の規定により退職した日（令和五年新法第二十八条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した日及び令和五年新法第二十二条の四第一項、第二十二條の五第一項若しくは第二項又は令和三年改正法附則第四条第二項、同法附則第五条第三項、同法附則第六条第二項又は

	は同法附則第七条第三項の規定による採用に係る任期が満了した日を含む。」の翌日におけるものに限る。」をされたこと。 第十八条 令和三年改正法附則第四条第二項、同法附則第五条第三項、同法附則第六条第二項又は同法附則第七条第三項の規定により採用され勤務した後退職した日の翌日に令和五年新法第二十二条の四第一項又は第二十二条の五第一項若しくは第二項の規定により採用された職員に対する第十二条の規定による改正後の単身赴任手当に関する規則第五条第三項の規定については、同項第一号イ中「退職した日（定年等条例第四条の規定により勤務した後退職した日及び当該採用に係る任期が満了した日を含む。）」とあるのは、「退職した日（定年等条例第四条の規定により勤務した後退職した日、当該採用に係る任期が満了した日及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第二項、同法附則第五条第三項、同法附則第六条第二項又は同法附則第七条第三項の規定により採用され勤務した後退職した日を含む。）」とする。 第十九条 この人事委員会規則の施行の日前に、第十二条の規定による改正前の単身赴任手当に関する規則第五条第三項第一号イに該当する採用をされた職員については、同項の規定は、この人事委員会規則の施行後も、なおその効力を有する。
--	---

附 則

（施行期日）

1 この人事委員会規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第一条の規定による改正後の単身赴任手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第五条第二項第七号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

3 この規則の施行の際現に提出されている第一条による改正前の単身赴任手当に関する規則別記様式第一号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、改正後の規則の様式によるものとみなす。

4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕い使用することができる。